

医療的ケア児の認定こども園等の 受入れガイドライン

令和5年2月

(令和6年4月 改訂)

兵庫県丹波市

目次

1 基本的事項	1
（1）ガイドラインの目的	1
（2）定義	1
（3）医療的ケアの内容	1
（4）受入れの要件	2
（5）医療的ケアの対象者	2
（6）医療的ケアの実施者	2
（7）受入れの体制	2
（8）医療的ケアの実施条件	2
2 医療的ケア児の入所までの手続き	3
（1）保護者からの入所相談等	5
（2）医療的ケアの申込み、面談	5
（3）医療的ケア実施の可否の検討	5
（4）医療的ケア実施の可否の回答	5
（5）入所申込み	5
（6）利用調整	6
（7）実施施設との調整、支援計画の作成	6
（8）実施施設と保護者との連携	6
（9）医療的ケアに必要な物品等の提供	7
（10）医療的ケア児、保護者や実施施設に対するフォローアップ	7
3 医療的ケア児の継続手続きについて	8
（1）医療的ケア（継続）実施の審査	9
（2）実施施設との調整、支援計画の作成	9
（3）実施施設と保護者との連携	9
（4）医療的ケアに必要な物品等の提供（追加分）	9
4 医療的ケアの実施内容における変更について	9
（1）実施施設の協議	9
（2）実施施設との調整、支援計画の作成	9
（3）実施施設と保護者との連携	9
（4）医療的ケアに必要な物品等の提供（追加分）	9
（5）医療的ケアの終了	10
5 実施施設での受入れ	10
（1）医療的ケアの実施について	10
（2）医療的ケアの実施者について	10

(3) 施設長の役割について	10
(4) 看護師の役割について	11
(5) 保育士等職員の役割について	11
(6) 保護者の役割について	11
(7) 医療的ケア児の安全実施体制について	12
(8) 緊急時の対応について	12
(9) 職員の研修について	13
6 保護者の了承事項	13
(1) 医療的ケアについて	13
(2) ならし保育について	13
(3) 体調管理及び保育の利用中止等について	13
(4) 緊急時及び災害時の対応等について	14
(5) 情報の共有について	14
(6) その他	14
7 医療的ケア支援検討委員会の設置及び役割	15
8 小学校等との連携	15
医療的ケア実施の手続き	16

令和5年2月 初版

令和6年4月 改訂

1 基本的事項

(1) ガイドラインの目的

日常生活及び社会生活を営むために恒常的に喀痰吸引や経管栄養等の医療的ケアを受けることが必要な児童（以下「医療的ケア児」という。）やその家族が、地域社会の一員として安心して暮らせるように関係機関が密接に連携して、一人ひとりの多様なニーズや状況に適した支援を受けられるようにすることが求められている。そのため、このガイドラインは、医療的ケア児の家庭で保育が必要な状況にある場合に、丹波市内の教育・保育施設及び特定地域型保育事業者（以下「認定こども園等」という。）において、近年医療技術の進歩に伴い、人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが必要な医療的ケア児に安全かつ適正な医療的ケアを実施することで、適正な教育・保育環境を整え、安心・安全に受入れることを目的として、ガイドラインを定める。

(2) 定義

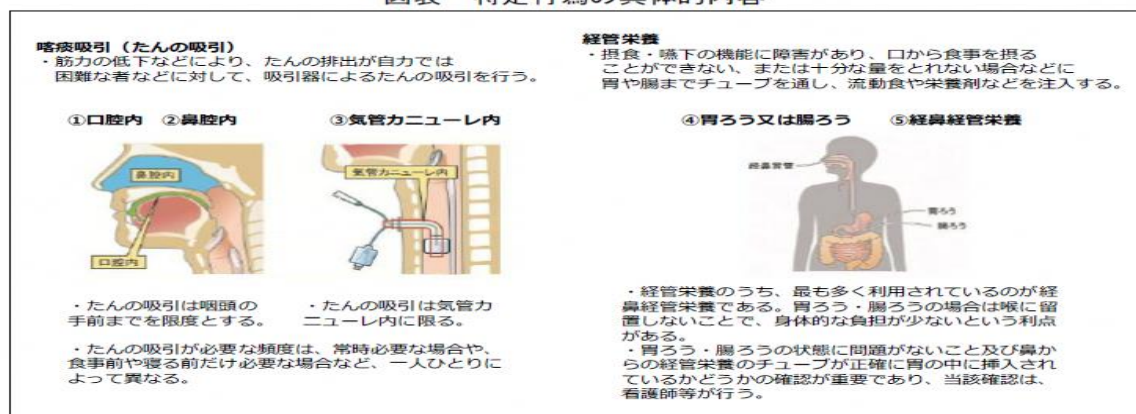
「医療的ケア」とは、治療を目的としたものではなく、一般的に学校や在宅等で日常的に行われている、たんの吸引・経管栄養の衛生管理等の医療行為を指す。

(3) 医療的ケアの内容

認定こども園等においては、以下の行為の医療的ケアを基本とする。また、その他市長が実施を認めた医療的ケアは、主治医等と協議の上、受入れ可否について検討する。ただし、下記の範囲内であっても、児童の状況を総合的に勘案し、関係機関と検討の結果、実施できないと判断する場合もある。

- ①喀痰吸引（口腔内・鼻腔内・気管カニューレ内）
- ②経管栄養（胃ろう・腸ろう・経鼻）
- ③導尿
- ④酸素療法
- ⑤その他市長が実施を認めた医療的ケア

図表 特定行為の具体的内容



※厚生労働省「社会福祉士及び介護福祉士法の一部を改正する法律の施行について」（平成 23 年 11 月 11 日社授発 1111 号厚生労働省社会・援護局通知）及び文部科学省「学校における医療的ケアの実施に関する検討会議」資料をもとに作成。

出典：「認定こども園等での医療的ケア児の支援に関するガイドライン」

（令和 3 年 3 月 認定こども園等における医療的ケア児への支援に関する研究会）

(4) 受入れの要件

医療的ケア児の受入れには、次の全ての要件を満たしておく必要があることとする。

- ①保護者の就労等の理由により、認定こども園等で保育を行うことが必要と認められること。
ただし、1号認定の児童の場合も、この要件を満たすものとする。
- ②主治医において認定こども園等における集団保育を実施することが適切であると認められること。
- ③認定こども園等における受入れ体制が整えられており、安全に医療的ケアが実施できること。

(5) 医療的ケアの対象者

丹波市に在住しており（申込み時点において丹波市に転入予定である場合は、入所予定月の前月末までに転入すること）、1歳児クラス以上で受入れの要件を満たし、関係機関と検討の結果、受入れできると判断された医療的ケア児とする。

なお、医療的ケアの提供時間は、原則看護師が常駐する範囲内とする。

(6) 医療的ケアの実施者

市内の認定こども園等における医療的ケアは、集団生活における安全確保の観点から、主治医の指示に基づいて施設に配置している看護師が実施する。

なお、「(3) 医療的ケアの内容」における医療的ケアのうち、①喀痰吸引及び②経管栄養といった特定行為においては、平成23年の社会福祉士及び介護福祉士法の一部改正に伴い、一定の研修（喀痰吸引等研修）を修了し都道府県知事からたんの吸引等の業務登録を受けた保育士（認定特定行為業務従事者）が、一定の条件の下に医療的ケアを実施する場合もある。

(7) 受入れの体制

受入れ体制は原則以下のとおりとするが、児童の状態や医療的ケアの内容を考慮して、変更となる可能性がある。

- ①受入れ時期は、4月1日からを基本とする。
- ②実施施設は、関係機関との検討により決定した受入候補施設の中から利用調整の結果、決定する。
- ③保育を行う日（国民の休日に関する法律に規定する休日は除く。）及び時間は、認定こども園等の開所日のうち平日（月曜日から金曜日まで）の1日8時間とする。

(8) 医療的ケアの実施条件

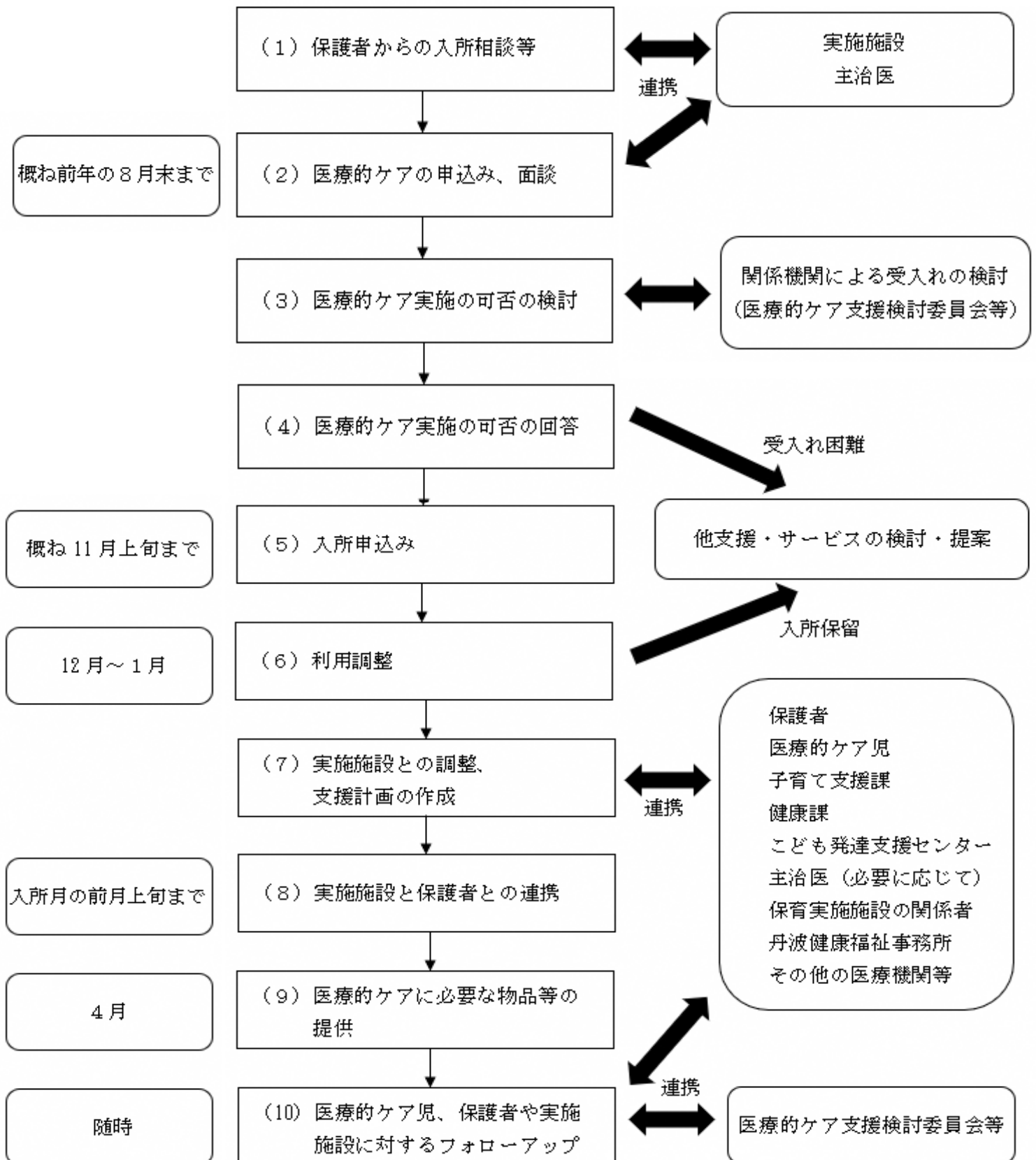
医療的ケアを実施するための条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- ①医療的ケアは、主治医の指示に基づいて、日常的に継続して保護者が行っている行為であること。
- ②医療的ケアの必要性が長期間にわたって存在し、医療的ケア児の身体の状態が安定していること。
- ③保護者からの申請に基づき、市が定める手続きを経て行われるものであること。
- ④医療的ケア児の体調不良時等においては、医療機関を受診することが優先されること。
- ⑤医療的ケア児の安全性を確保するため、保護者に付き添いの協力を得る場合があること。

2 医療的ケア児の入所までの手続き

医療的ケア児の入所までの手続きは、次のとおりとする。

■医療的ケア児の入所までの流れ（4月入所の場合、前年の8月までにご相談ください。）



手続きの流れ

手続き	主治医	保護者	子育て支援課	実施施設	医療的ケア支援検討委員会
(1) 保護者からの入所相談等		①入所相談	➡ ②聴き取り、説明、案内	➡ ③面談	
(2) 医療的ケアの申込み、面談	②主治医意見書(様式第2号)作成	①主治医意見書(様式第2号)作成依頼 ➡ ③提出(様式第1～3号)	➡ ④受付		
(3) 医療的ケア実施の可否の検討					①医療的ケア支援検討委員会 ②受入れの可否協議
(4) 医療的ケア実施の可否の回答			← 医療的ケア内定(保留)通知書(様式第4号)を送付		
(5) 入所申込み		①入所書類提出	➡ ②受付		
(6) 利用調整			①入所選考	← ②結果通知	
(7) 実施施設との調整、支援計画の作成	②医療的ケア指示書(様式第5号)作成	①医療的ケア指示書(様式第5号)作成依頼 ➡ ③医療的ケア指示書(様式第5号)提出		④医療的ケア実施通知書(様式第6号)、 医療的ケア実施計画書(様式第7号)及び 医療的ケア実施マニュアル(様式第7-1号)作成・説明 ※医療的ケア指示書(様式第5号)を含め、写しを子育て支援課へ提出	
(8) 実施施設と保護者との連携	←	⑤医療的ケア実施通知書(様式第6号)、 医療的ケア実施計画書(様式第7号)及び 医療的ケア実施マニュアル(様式第7-1号)確認依頼 ⑥医療的ケア実施承諾書(様式第8号) ※写しを子育て支援課へ提出	➡		
(9) 医療的ケアに必要な物品等の提供		必要な物品・備品等の提供	➡		
(10) 医療的ケア児、保護者や実施施設に対するフォローアップ	←	家庭や実施施設での状況等を情報共有			➡

(1) 保護者からの入所相談等

通常の入所利用申込みに加え、障がいの種類や程度、医療的ケアの内容を施設と市で共有していくための手続きを必要とする。

- ①保育が必要な家庭の状況や医療的ケア児の様子、生活の状況、医療的ケアの内容、認定こども園等以外の施設サービスの利用希望等の聴き取りを行う。
- ②本ガイドラインに基づいて、受入れの手続き方法や保育環境、医療的ケアの実施内容等の留意点について説明を行う。
- ③医療的ケアの申込みに必要な書類の説明を行う。「主治医意見書（様式2）」については、主治医へ作成を依頼するように案内する。また、一定の手順に沿い関係者が医療的ケアの内容を確認し合いながら手続きを進める中で、医療的ケア児の体調等に変化が生じた場合には、その都度主治医に意見書等の作成を依頼し、状況に応じて保護者と施設、市が協議することが必要になる。
- ④必要に応じて、保護者は入所を希望する認定こども園等を訪問・見学し、施設長の面談を受ける。保護者は必要な医療的ケアを具体的に書面に記載して伝えることとする。

(2) 医療的ケアの申込み、面談

- ①保護者が医療的ケアの実施を希望する場合、保護者は主治医へ医療的ケア児が集団生活可能か確認する。主治医が集団生活可能と認める場合には、保護者は主治医に「主治医意見書（様式第2号）」の作成を依頼する。

なお、「主治医意見書（様式第2号）」の作成に係る費用は、保護者の負担とする。（以下、本ガイドラインにおいて同じ。）

- ②作成された「主治医意見書（様式第2号）」を主治医から保護者が受け取る。その後、保護者は「医療的ケア実施依頼書（様式第1号）」と「主治医意見書（様式第2号）」及び「重要事項確認書（様式第3号）」を子育て支援課へ提出する。（**実施施設経由での提出でも差し支えない。**）

(3) 医療的ケア実施の可否の検討

入所利用申込みのあった医療的ケア児の受入れ可否について検討する。その際、保護者の同意の下、集団生活が適切であるか、受入れにおける安全管理体制等について、関係機関の意見や、必要に応じて関係機関職員の同席を求め、医療的ケア支援検討委員会を開いて協議する。

(4) 医療的ケア実施の可否の回答

医療的ケア支援検討委員会の結果等を「医療的ケア内定（保留）通知書（様式第4号）」に記載し保護者へ通知する。ただし、施設名等は、利用調整の結果とし、看護師の配置が出来ればという条件付きで、医療的ケア児として認める通知書とする。

受入れ困難な場合は関係機関と連携し、保護者に他支援・サービスの検討・提案を行う。

(5) 入所申込み

保護者は、入所申込みに必要な書類を提出する。（通常の手続きと同じ。）

(6) 利用調整

本市の「認定こども園及び地域型保育などにおける調整のための基準」に基づき、利用調整を行う。

- ①入所決定の場合は、保護者に「保育施設入所内定通知書」を送付する。
- ②「医療的ケア指示書（様式第5号）」については、主治医へ作成を依頼するように案内する。
- ③入所保留の場合は、保護者に「認定こども園等入所保留通知書」を送付する。

(7) 実施施設との調整、支援計画の作成

内定通知を受けた保護者に対し、入所施設は市と協力して保育の実施前に医療的ケア児を安全に施設に受入れるため、関係者が情報共有する場を設ける。その際は、医療的ケア実施依頼書、主治医意見書を使用する。また、必要に応じて下記の機関と同席の上、実施施設において情報共有を図ることとする。

- ・保護者及び医療的ケア児
- ・保育実施施設の関係者(施設長・看護師・保育士等職員)
- ・丹波市健康福祉部子育て支援課
- ・丹波市健康福祉部健康課
- ・丹波市立こども発達支援センター
- ・主治医その他の医療機関等
- ・丹波健康福祉事務所

(8) 実施施設と保護者との連携

- ①保護者は主治医に「医療的ケア指示書（様式第5号）」の作成を依頼する。
なお、「医療的ケア指示書（様式第5号）」の作成に係る費用は、保護者の負担とする。(以下、本ガイドラインにおいて同じ。)
- ②作成された「医療的ケア指示書（様式第5号）」を主治医から保護者が受け取り、実施施設へ提出する。
- ③実施施設は、提出された「医療的ケア指示書（様式第5号）」の内容を確認し、「医療的ケア実施通知書（様式第6号）」、「医療的ケア実施計画書（様式第7号）」及び「医療的ケア実施マニュアル（様式第7-1号）」を作成する。
- ④実施施設は、保護者に「医療的ケア実施通知書（様式第6号）」、「医療的ケア実施計画書（様式第7号）」及び「医療的ケア実施マニュアル（様式第7-1号）」の内容を説明する。また、「医療的ケア指示書（様式第5号）」から「医療的ケア実施マニュアル（様式第7-1号）」の写しを子育て支援課へ提出する。
- ⑤保護者は、「医療的ケア実施通知書（様式第6号）」、「医療的ケア実施計画書（様式第7号）」及び「医療的ケア実施マニュアル（様式第7-1号）」の確認を主治医に依頼する。その後、保護者は「医療的ケア実施承諾書（様式第8号）」を実施施設に提出するとともに子育て支援課にも写しを提出する。(実施施設経由での提出でも差し支えない。)

(9) 医療的ケアに必要な物品等の提供

保護者は、保育中の医療的ケアに必要となる物品を実施施設へ提供する。

なお、使用後の物品等については、家庭に持ち帰る。

(10) 医療的ケア児、保護者や実施施設に対するフォローアップ

保育の状況については、関係機関と連携しながら、実施施設、医療的ケア児や保護者、主治医、関係機関が情報共有する。

3 医療的ケア児の継続手続きについて

医療的ケア児の継続手続きは、次のとおりとする。

継続手続きの流れ

手続き	主治医	保護者	子育て支援課	実施施設	医療的ケア支援検討委員会
(1) 医療的ケア (継続) 実施の 審査			受入れ継続の審査 ※必要に応じて関係機関に意見を求め、医療的ケア支援検討委員会を開いて協議することができる。		
(2) 実施施設との 調整、支援計画 の作成			(保護者を通じて依頼)	①医療的ケア指示書 (様式第5号) 作成依頼	
	②医療的ケア 指示書 (様式第5号) 作成	③医療的ケア指示書 (様式第5号) 提出		④医療的ケア実施通知書 (様式第6号)、 医療的ケア実施計画書 (様式第7号) 及び 医療的ケア実施マニュアル (様式第7-1号) 作成・説明 ※医療的ケア指示書(様式第5号)を含め、写しを子育て支援課へ提出	
(3) 実施施設と 保護者との連携		⑤医療的ケア実施通知書 (様式第6号)、 医療的ケア実施計画書 (様式第7号) 及び 医療的ケア実施マニュアル (様式第7-1号) 確認依頼			
		⑥医療的ケア実施承諾書 (様式第8号) ※写しを子育て支援課へ提出			
(4) 医療的ケアに 必要な物品等 の提供 (追加分)		必要な物品・備品等 の提供 (追加分)			

(1) 医療的ケア（継続）実施の審査

年度単位で実施する医療的ケアの継続については、医療的ケア児の健康状態等を勘案し、継続の実施を審査する。必要に応じて関係機関に意見を求め、医療的ケア支援検討委員会を開いて協議することができる。審査の結果、医療的ケアが継続して必要であると認められる場合、実施施設は継続して医療的ケアを実施する。

(2) 実施施設との調整、支援計画の作成

医療的ケアが継続して必要であると認められた場合、実施施設は改めて「医療的ケア指示書（様式第5号）」の提出を、保護者に求める。必要に応じて関係者で情報共有するなど、調整を行う。

(3) 実施施設と保護者との連携

保護者は「2 医療的ケア児の入所までの手続き（8）実施施設と保護者との連携」に定める手続きを進める。

(4) 医療的ケアに必要な物品等の提供（追加分）

保護者は、新たに医療的ケアに必要な物品がある場合、実施施設へ提供する。
なお、使用後の物品等については、家庭に持ち帰る。

4 医療的ケアの実施内容における変更について

(1) 実施施設の協議

受入れ後（年度途中を含む）、医療的ケアの実施内容に変更があった場合、実施施設は医療的ケアの実施について、協議を行う。必要に応じて関係機関の意見を求めることができる。市は、実施施設の求めに応じて医療的ケア支援検討委員会を開いて意見を求めることができる。

(2) 実施施設の調整、支援計画の作成

医療的ケアの実施が可能な場合、実施施設は改めて「医療的ケア指示書（様式第5号）」の提出を、保護者に求める。

(3) 実施施設と保護者との連携

実施施設及び保護者は「2 医療的ケア児の入所までの手続き（8）実施施設と保護者との連携」に定める手続きを進める。

(4) 医療的ケアに必要な物品等の提供（追加分）

保護者は、新たに医療的ケアに必要な物品がある場合、実施施設へ提供する。
なお、使用後の物品等については、家庭に持ち帰る。

(5) 医療的ケアの終了

医療的ケアが終了となる場合、実施施設は保護者から提出された「主治医意見書（様式第2号）」と医療的ケア児の健康状態等を確認し、通常の保育に変更する。また、関係機関にその旨を報告することとする。

5 実施施設での受入れ

(1) 医療的ケアの実施について

実施施設は入所日より医療的ケア児の受入れを実施する。

(2) 医療的ケアの実施者について

保育中の医療的ケアは、基本的に看護師が行うものとする。医療的ケアを実施する看護師は、在園児の体調管理を行っている看護師とは別に配置する。

(3) 施設長の役割について

施設長は次の各号に示すことを行う。副園長や主任保育士等は施設長を補佐する。

- ①市のガイドラインを基に、医療的ケア実施要領を策定し、安全で円滑な実施体制を整える。
- ②保護者や主治医との連絡の窓口になるとともに、施設内で医療的ケアを安全に実施することができるよう、体制の整備・充実を図る。
- ③看護師や保育士をはじめとする職員はそれぞれの役割を明確化するとともに、医療的ケアの実施内容や医療的ケア児の健康状態等について情報共有するなど、職員間の連携協力の下、医療的ケアを円滑に実施できるようにする。
- ④あらかじめ医療的ケア児の医療的ケアの内容について、保護者の了承の上、関係者へ情報提供し、緊急時に備える。また、連携先一覧の作成や連携内容を記録するなど、実施内容を保管しておく。
- ⑤医療的ケアの開始にあたって、園で実施する医療的ケアの内容や実施体制について保護者に説明し、合意形成を図る。やむを得ず、保護者に付添いの協力を得る場合には、真に必要と考えられる場合に限る。
- ⑥登降園時の保護者との引継ぎや定期的な個人面談等により、保護者の気持ちを受け止め、保護者を支援していくように努める。また、必要に応じて相談機関や近隣の福祉・医療機関、障害児通所支援事業所等と連絡を取り合う体制づくりに努める。
- ⑦医療的ケア児が他の児童と同様に充実した集団生活を送れるよう、看護師や保育士をはじめとする職員のマネジメント、クラス運営等への助言や医療的ケアに携わる者の服務監督を行い、安全な医療的ケアの実施に努める。
- ⑧医療的ケア児の受入れにおいてヒヤリハット等の事例が生じた際には「医療的ケアに係るヒヤリハット報告書（様式第10号）」を記入し、施設内の職員間で共有し、迅速に再発防止策等の検討を行い、内容も踏まえ子育て支援課へ報告する。

(4) 看護師の役割について

看護師（助産師、保健師を含む。）は次の各号に示すことを行う。

- ①医療的ケア児の教育・保育の時間は、施設内に常駐し、決定した医療的ケアを、主治医の指示書に基づき実施する。
なお、緊急時においては、前述の限りではない。
- ②医療的ケアの実施状況等を「医療的ケア実施記録（様式第9号）」に記録し、施設長の承認を受ける。
- ③医療的ケアの実施にあたって、施設長をはじめとする担当保育士や保護者、主治医との情報共有を緊密に行い、安全な医療的ケアが実施できるよう連携に努める。
- ④医療機器・器具の動作状況を確認・記録するとともに医療的ケア児に関わる医療備品等全般にわたって留意する。
- ⑤医療的ケア児の身体の状態の変化等により、医療的ケアが十分に安全に行えないと判断したときは、主治医等に連絡して指示を仰ぐなど、実施施設が定める緊急時対応マニュアルに沿って、施設長や担当保育士、保護者へ連絡する。
- ⑥施設長や担当保育士と連携しながら、施設内の職員に安全な医療的ケアの実施について理解・協力を得ていく。

(5) 保育士等職員の役割について

保育士等職員（施設に勤務する全ての職員をいう。）は次の各号に示すことを行う。

- ①医療的ケアの実施の際、医療行為に該当しない範囲において、看護師の業務を補佐する。
- ②医療的ケア児の体調の異変に気が付けば、適切な対応がなされるよう、直ちに施設長や看護師に伝達する。
- ③医療的ケア児のその日の体調に応じて、園行事への参加や、他園児との交流が図れるようにする。

(6) 保護者の役割について

保護者は次の各号に示すことを行う。

- ①必要な時期に施設長に主治医の指示書を提出する。
- ②主治医に定期的かつ継続的に診察を受けるなど、適切な指示を仰ぐとともに、医療的ケアの内容に変更が生じた場合には、変更後の主治医の指示書は、迅速に提出する。
- ③医療的ケア児の健康状態を、医療的ケア実施記録や口頭で看護師や施設長等に伝える。体調が悪い日は、医療機関を受診することを優先し実施施設へ連絡する。
- ④基本的に医療的ケアに関する医療機器や消毒等に関わる消耗品等については、予備も含めて準備する。
- ⑤緊急の場合の連絡先を実施施設等に伝え、連絡があった場合は速やかに対応する

(7) 医療的ケアの安全実施体制について

①医療的ケア実施に関する情報の共有

実施施設は、「主治医意見書（様式第2号）」及び「医療的ケア指示書（様式第5号）」の内容を確認し、医療的ケアを実施する。医療的ケアに関する情報は、施設長をはじめとする保育士等職員で共有する。また、医療的ケアの実施にあたっては、施設長は、医療的ケアの安全実施をマネジメントする体制を構築する。

②実施施設関係者の役割について

- (ア) 医療的ケア児が園内で安全に医療的ケアを受けながら、集団保育の中で快適に過ごせるように、保育士等職員で連携・協働する。
- (イ) 施設長は、医療的ケア児の保育及び医療的ケアの安全実施のマネジメント・職員育成等を行う。
- (ウ) 保育士等職員は、看護師及び保護者と連携して、日々の医療的ケア児の健康状態を把握し、集団保育を行い、実施施設での生活の状況を保護者に報告する。
- (エ) 看護師は、保育士等職員及び保護者と連携して、日々の医療的ケア児の健康状態を把握する。また、実施施設は「医療的ケア指示書（様式第5号）」に基づき、「医療的ケア実施通知書（様式第6号）」、「医療的ケア実施計画書（様式第7号）」及び「医療的ケア実施マニュアル（様式第7-1）」を作成し、保護者の理解及び同意の上、保育士等職員と相互に協力し、安全に医療的ケアを実施する。併せて実施施設は「個別マニュアル」及び「緊急時対応マニュアル」についても作成する。また、医療的ケアの実施状況と健康状態について保護者に報告する。
- (オ) 看護師は、医療的ケア児の個別の状況を十分に踏まえて、健康診断や医療的ケアの内容について十分に情報共有することが求められる。

③医療機器の点検・管理について

医療的ケアに必要な医療機器・器具の点検・管理は、次のとおり実施する。

- (ア) 医療機器・器具は、保護者が保有又は借用して使用しているものを使用する。
- (イ) 保護者は、医療機器・器具を定期的に点検し、管理に万全を期する。

④衛生管理について

- (ア) 実施場所については、感染防止が保てるよう環境の整備を行う。
- (イ) 医療的ケア児が使用する医療的ケアの物品・備品等については、保護者と申合せを行い衛生的に保管・管理する。

⑤文書管理について

医療的ケアに関する「医療的ケア実施計画（様式第7号）」及び「医療的ケア実施マニュアル（様式第7-1号）」等の書類は、実施施設にて保管する。

(8) 緊急時の対応について

- ①実施施設は、医療的ケア児の健康管理・事故防止のため、主治医等の連携・協力により保育を実施する。
- ②緊急時の対応は、実施施設で定めている事故発生時の対応の流れに沿って対応する。
- ③実施施設は、緊急時の対応については事前に保護者に十分に説明し、同意を得ておく。

- ④体調の急変等の緊急時に際しては、発見者等からの連絡を受けた施設長の指示の下、医療的ケア児の状況を主治医及び保護者に連絡し、救急車等にて病院に搬送する。
- ⑤保護者は、医療的ケア児の体調が悪化した等の理由により、実施施設が保育の継続が困難と判断した場合には、実施施設からの連絡により、利用時間の途中であっても保護者が医療的ケア児の引き取りをする。緊急を要する時には病院に直行する。

(9) 職員の研修について

医療的ケア児の発達過程や疾病の状況を踏まえ、安全かつ適切に医療的ケアを提供するために、医療的ケア児にかかわる可能性がある職員が必要な知識や技術を身につけられるよう、実施施設は研修等の機会確保に努める。

6 保護者の了承事項

以下の事項について保護者に了承を取る。

(1) 医療的ケアについて

- ①入所前にはあらかじめ主治医を受診し、保育において医療的ケア児に必要な医療的ケアの内容及び緊急時の対応等を記載した「主治医意見書（様式第2号）」及び「医療的ケア指示書（様式第5号）」を提出する必要があること。また、実施施設は主治医の緊急時対応等に関しての指導・助言が必要な場合に、実施施設の看護師が保護者の受診に同行し、主治医との相談を行う場合があること。
- ②医療的ケア児の安全を確保するため、看護師が医療的ケアの習得を図るまでの間等、必要とする場合には保護者に付き添いの協力を得る場合があること。
- ③実施施設では、関係法令及び主治医の指示書等に基づいて、医療的ケア及び緊急時の対応を行う。また、看護師の不在等により、保育所での医療的ケアが実施できない場合があること。
- ④保護者は実施施設と医療的ケア児に関する情報共有を行った場合、主治医にも報告すること。

(2) ならし保育について

医療的ケア児が、新しい環境に慣れると共に医療的ケアを安全に実施するために、初日から一定の期間、保護者が付き添い登園し、幼児教育・保育に参加すること。期間及び教育・保育時間については、実施施設と相談して定めること。医療的ケア児の様子や状態によっては、この間の教育・保育時間の短縮や期間が延長・短縮される場合もあること。

(3) 体調管理及び保育の利用中止等について

- ①登園前に健康観察を行い、医療的ケア児がいつもと顔色、動作、食欲、体温等が異なり体調が悪い場合は、可能な限り利用を控える等、保護者は医療的ケア児の体調の変化にあわせて実施施設の利用を判断すること。

- ②発熱、下痢、嘔吐、痙攣重積等の体調不良の場合、熱がなくても感染症の疑いがある場合は、保護者に連絡するため、必ず連絡が取れるようにすること。また、体調不良により、実施施設が保育の継続が困難と判断した場合には、利用時間中の途中であっても利用を中止し、保護者による医療的ケア児のお迎えを依頼する場合があること。
- ③集団生活では感染症にかかるリスクが高くなることも予想されるため、施設内で感染症が一定数以上発症した場合には、実施施設からの情報により保護者が実施施設を利用するか判断すること。また、実施施設の判断で利用の中止を依頼する場合があること。

(4) 緊急時及び災害時の対応等について

- ①医療的ケア児の症状に急変が生じ緊急事態と実施施設が判断した場合及びその他必要な場合には、主治医に連絡し、必要な措置を講じること。同時に実施施設は医療的ケア児の保護者に連絡を行うこと。また、保護者へ連絡する前に、医療的ケア児を医療機関等に搬送し、受診する場合があること。
なお、その際の受診費用は保護者の負担とすること。
- ②カニューレや栄養チューブの交換は、保護者の責任の下、自宅や受診時に行うこと。また、保護者は事前に実施施設及び主治医と対応の申合せを行うこと。
なお、登園時に栄養チューブ等が抜けた場合には、実施施設が申合せの内容及び「医療的ケア実施計画書（様式第7号）」等に沿い対応すること。
- ③医療的ケアの内容により薬剤の用意が必要な場合、消費期限等の管理及び保管方法は保護者の責任の下で行うこと。
- ④災害発生に備えて非常食や医薬品、医療材料の備蓄、医療機器のバッテリーの確保に関して、保護者は実施施設や主治医と確認しておくこと。

(5) 情報の共有について

- ①医療的ケア児に対して安心安全な保育を提供するために、保護者から提出された申請内容等について、必要に応じ医療的ケア児が居住する地区担当の保健師及び担当の相談支援専門員等に意見を求め、関係機関と共有すること。
- ②緊急時の対応のために、市に提出された主治医からの「主治医意見書（様式第2号）」及び「医療的ケア指示書（様式第5号）」の内容を医療機関等に情報提供すること。
- ③医療的ケア児の状況について、保護者同意の上、集団保育を実施する上で必要なことに限り、他の児童の保護者との間で共有する場合があること。

(6) その他

- 「6 保護者の了承事項」のほか、市や実施施設との間で取り決めた事項を遵守すること。

7 医療的ケア支援検討委員会の設置及び役割

医療的ケアの実施については、下記の関係機関により構成する「医療的ケア支援検討委員会」を設置する。医療的ケア児の受入れの可否について、関係機関の意見を聞くなど、必要に応じて医療的ケア支援検討委員会を開催し、医療的ケアの実施内容について協議する。

- ・丹波市健康福祉部子育て支援課
- ・丹波市健康福祉部健康課
- ・丹波市立こども発達支援センター
- ・丹波市健康福祉部障がい福祉課
- ・丹波市教育委員会学校教育課
- ・その他医療機関等、市が必要と認めるもの

8 小学校等との連携

医療的ケア児の就学先の検討や、就学先における医療的ケア児の受入れ体制の確保のために必要な支援・調整が行われるよう、保護者の了承の上、認定こども園等と保護者、学校、教育委員会、医療機関、子育て支援課等が情報共有や連携を行い、スムーズな移行を図る。

医療的ケア実施の手続き

No	流れ	作成書類
1	医療的ケアの実施を希望する保護者は、「医療的ケア実施依頼書」、「主治医意見書」及び「重要事項確認書」を子育て支援課へ提出する。 なお、保護者は事前に主治医へ「主治医意見書」の作成を依頼しておく。	医療的ケア実施依頼書 (様式第1号) 主治医意見書(様式第2号) 重要事項確認書(様式第3号)
2	保護者から子育て支援課へ入所利用申込みを行う。	
3	保護者と子育て支援課において、面談を実施する。 この際、希望施設にも受入れ対応可能か調整する。	
4	関係者からの意見聴取又は、必要に応じて医療的ケア支援検討委員会を開催し、受入れの可否について検討する。	
5	保護者に医療的ケア支援検討委員会等にて決定した内容を、連絡する。その際、実施施設の受入れが整えばという条件付き内容とし、実施施設については、通知に記載するものとする。	医療的ケア内定(保留)通知書 (様式第4号)
6	保護者は主治医に「医療的ケア指示書」の作成を依頼する。	医療的ケア指示書 (様式第5号)
7	実施施設は「医療的ケア実施通知書」、「医療的ケア実施計画書」及び「医療的ケア実施マニュアル」を作成する。 その後、実施施設は保護者と面談を行い、実施内容等の確認を行う。その際、市関係機関も同席する。	医療的ケア実施通知書 (様式第6号) 医療的ケア実施計画書 (様式第7号) 医療的ケア実施マニュアル (様式第7-1号)
8	面談の結果を踏まえ、実施施設から保護者へ医療的ケア実施内容を連絡する。	
9	実施施設での医療的ケア実施内容について、保護者の同意を得る。	医療的ケア実施承諾書 (様式第8号)
10	実施施設は「個別マニュアル」及び「緊急時対応マニュアル」を作成する。	
11	看護師は医療的ケアの実施状況等を「医療的ケア実施記録」に記録し、施設長等の承認を受ける。	医療的ケア実施記録 (様式第9号)
12	施設長はヒヤリハット事例等が起こった場合、「医療的ケアに係るヒヤリハット報告書」に記入し、迅速に再発防止策等の検討を行い、その内容も踏まえ子育て支援課へ報告する。	医療的ケアに係るヒヤリハット報告書 (様式第10号)

※医療的ケアを継続して実施する場合(2年目以降)は、No. 6以降の手続きとする。